

議第 4 号

刈谷田川土地改良区 用排水システム再編積立金管理規程
(案)

令和3年3月26日 制定

刈谷田川土地改良区

(目 的)

第 1 条 本規程は、本土地改良区が管理する土地改良施設の大規模修繕及び施設更新事業等（以下「施設更新事業等」という。）に要する費用のための積立金（以下「積立金」という。）の積立て及び管理に関して、必要な事項を定めるものとする。

(積立計画)

第 2 条 刈谷田川土地改良区用排水システム再編積立計画（以下「積立計画」という。）に基づき積立てを行うこととする。

2 積立計画を変更する場合には、総代会の承認を得なければならない。

(積立方法)

第 3 条 積立金は、次に掲げるものを原資として、総代会にて承認された額を毎期積み立てることとする。

一 用排水システム再編積立計画に係る預り金

二 用排水システム再編積立金の運用利息

(積立限度額)

第 4 条 積立金は、毎年度、総代会にて承認された積立総額を限度とすることとし、当該金額を超えて積み立てることはできない。

(取崩方法)

第 5 条 積立金は、総代会の承認を経て、取り崩すことができる。

2 取崩しを行う場合は、土地改良区が管理する土地改良施設の用排水システム再編に要する費用に充当することに限るものとする。

3 前項のほか、貸借対照表の注記において記載する本土地改良区が管理する土地改良施設と密接に関連する施設で、国、県等が管理する施設の施設更新事業等に要する費用であって本土地改良区が負担又は分担しなければ

ならない費用については、総代会の承認を経て、当該負担金又は分担金に充てるため積立金を取り崩すことができる。

(管理方法)

第 6 条 積立金の管理及び運用の責任者は、理事長とする。

2 積立金に属する現金はその目的を示す名称をもってその他の積立金及び現金預金とは区分して保管しなければならない。

3 積立金の運用は金融機関への預貯金によるものとする。

(会 計)

第 7 条 積立金は会計区分ごとに、貸借対照表の資産の部の（款）特定資産、（項）土地改良事業負担金等積立資産の名称を付して計上するものとする。

2 本規程に基づき積み立てた積立金は、他の会計区分に流用してはならない。

(返 還)

第 8 条 この規程の地区内農地の転用等に伴う地区除外及び地目変更並びに権利義務の決済等があったときは、積立金を返還する。

(改 廃)

第 9 条 この規程の改廃については、理事会の議決を経て行うものとする。

(細 則)

第 10 条 この規程に定めるほか、積立金の取扱いに関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附則（令和 3 年 3 月 26 日総代会で議決）

この規程は、議決の日から施行し、令和 3 年 4 月 1 日から適用する。

令和 3 年 3 月 26 日 提出

刈谷田川土地改良区

理事長 河村 則夫